(5)	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
(6)	地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
(7)	地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年度から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額
(8)	地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額

（令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和六年度における交付）

第三条　令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和六年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一　新法附則第四条の規定により算定された令和五年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額を控除した額

二　イ及びロに掲げる額の合算額

イ　令和五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ　イに規定する合算額から三千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により令和五年度分の地方交付税の総額に算入された額及び百五十億円を加算した額

（地方財政法の一部改正）

第四条　地方財政法の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二第一項中「附則第六条の二第一項」を「附則第六条の三第一項」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第五条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「附則第十条第四項」を「附則第十条第三項」に改める。

総務大臣　鈴木　淳司
財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年十二月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表八の項を次のように改める。

八　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第百十七条において準用する場合を含む。）、第百二十条第一項、第百二十条の二第一項及び第二項、第百二十条の三第一項及び第二項並びに第百二十六条の六第一項並びに戸籍に関する事務	1　戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで若しくは第百二十六条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第百二十条第一項、第百二十条の二第一項若しくは第百二十六条の規定に基づく戸籍証明書の交付	一通につき四百五十円
	2　戸籍法第十条第一項、第十条の二第一項から第五項まで又は第百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項一件につき三百五十円
	3　戸籍法第百二十条の三第二項（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるおもにる電子計算機に係る記録媒体を提供する方法に限る。）で戸籍電子証明書提供用識別符号の発行の請求があった場合に、当該発行に係る戸籍電子証明書提供用識別符号を当該請求を行った使用者の電子計算機に送信する方法により行う場合に限る。）の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき四百円	戸籍電子証明書提供用識別符号一件につき四百円